

地域会館における地域交流プラザ機能の整備補助について

本市では、校区内住民の文化の向上と福祉の増進を図るため、住民のコミュニティ活動の拠点となる集会施設を整備するため、昭和55年に「堺市地域会館整備費補助金」を創設したところである。

本市は現在、多様な地域主体との協働や役割分担により、それぞれの得意分野や特性を活かしながら、協働によるまちづくりを進め、市民力の向上と地域力の向上を図ることに努めている。

このような中、校区自治連合会が地域会館を新築・建替え等を行う際、読書環境を伴う生涯学習機能の充実を図る補助制度を創設し、住民同士の交流や学びあいにより地域活動の活性化を推進するとともに、開館時間の拡大を図ることで、子どもの見守り活動など、地域の安全・安心なまちづくりを推進する。

【現行の地域会館整備費補助制度（新築・建替）、地域会館大規模改修補助制度（大規模改修に伴う増築）】

- 補助要件：【新築・建替】延床面積200m²以上、老人集会室を併設の場合270m²以上の新築・建替工事
【増築】単独地域会館200m²、老人集会室を併設の場合270m²までの増築工事

- 補助対象経費及び補助金額（工事費・備品費）

区分	補助対象経費	補助金の額
新築	・建設に係る工事費	補助率：9／10（上限35,000,000円）
	・必要と認められる備品費	
大規模改修に伴う増築	・建設に係る工事費	（本市から譲渡された地域会館（譲渡後最初の大規模改修） 補助率：9／10（上限額18,000,000円） (その他の地域会館) 補助率：1／2（上限額5,000,000円）



【改正案の主な内容】

地域会館の新築・建替、または大規模改修に伴う増築にあたり、地域交流プラザ機能を付加する場合の補助制度を創設。

《地域交流プラザ機能の付加》

- ・1階に40m²以上の床面積を確保し、図書・本棚・机・イス等を設置。
- ・1日4時間以上、かつ、週4日以上開館すること。
- ・寄贈図書等の閲覧や、住民同士が気軽に交流できるオープンスペースとする。
- ・使用料は無料とし、事前予約不可とする。

- 補助要件：【新築・建替】延床面積200m²以上、老人集会室を併設の場合270m²以上の新築・建替工事
なお、地域交流プラザ機能を付加するときはそれぞれの延床面積から40m²以上の追加をすること。

【増築】単独地域会館240m²、老人集会室を併設の場合310m²までの増築工事

【共通】地域交流プラザ機能を付加する場合、1日4時間以上、かつ、週4日以上開館すること。
また、スペースには図書・本棚・机・イス等を設置し、地域住民等から寄贈された図書類を基本とし、新たな図書購入も可能とする。また、必要な備品に対する補助を上限200万円とする。

- 補助対象経費及び補助金額（工事費・備品費）

区分	補助対象経費	補助金の額
新築	・建設に係る工事費	補助率：(通常) 9／10（上限35,000,000円）
	・必要と認められる備品費 <u>・備品費(2,000,000円)</u>	<u>(プラザ機能) 10／10（上限48,800,000円）</u>
大規模改修に伴う増築	・建設に係る工事費 <u>・備品費(2,000,000円)</u>	（本市から譲渡された地域会館＜譲渡後最初の大規模改修＞） 補助率：(通常) 9／10（上限額18,000,000円） <u>(プラザ機能) 10／10（上限29,800,000円）</u> (その他の地域会館) 補助率：(通常) 1／2（上限額5,000,000円） <u>(プラザ機能) 10／10（上限19,800,000円）</u>

■地域会館用地購入制度の改正案（1階に地域交流プラザを新設）

- 【現 行】 ○建設用地等の面積：上限 200 m²（老人集会室併設の場合 270 m²）
○建設用地等の価格：上限 60,000,000 円以内（老人併設 81,000,000 円）



- 【改正案】 ○建設用地等の面積上限：プラザ機能を新設の場合

地域会館単体⇒ 280 m² 老人集会室併設⇒ 350 m²

建設用地等の面積プラザ機能を新設の場合、それぞれの面積から 80 m²までの追加が可能

※1階に 40 m²の地域交流プラザを設置するためには、建ぺい率の関係で用地が 80 m²必要

- 建設用地等の価格上限：プラザ機能を新設の場合（300,000 円/m²で積算）

地域会館単体⇒ 84,000,000 円 老人集会室併設⇒ 105,000,000 円